大和市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月２９日

大和市長　古谷田　　力

大和市条例第１３号

大和市景観条例の一部を改正する条例

大和市景観条例（平成２０年大和市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改め、「法」の次に「において使用する用語」を加える。

第４条第１項中「法第８条第１項に規定する」を削る。

第１１条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改め、同条第２号中「の各号」を削る。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。ただし、第２条、第４条第１項及び第１１条第２号の改正規定は、公布の日から施行する。